

2011年10月24日

エコマーク商品類型 No. 133 「デジタル印刷機 Version1.8」 の部分改定について ＜グリーン購入法との整合＞

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の趣旨

エコマークとグリーン購入法の関係は、調達時に混乱を招かないようにグリーン購入法の特典調達品目の対象でエコマークの認定基準がある場合には、エコマークの認定基準の方が同等かそれ以上の基準を設定し、グリーン購入法の判断の基準を満たすように整合をとることとしている。2001年3月にエコマーク運営委員会で決定された「国および国際機関が定めた関連する基準が制定・改定された場合のエコマーク認定基準改定の考え方」で既に謳われているものの、1年ごとに改定が行われるグリーン購入法との間で、整合がとれていない認定基準もでてきている。

2011年3月23日に開催されたエコマーク基準審議委員会（第4回）において、2011年度に部分的改定を行う事項についての方針を検討し、グリーン購入法「特定調達品目」とエコマーク認定基準との整合をはかることとなった。

No.133「デジタル印刷機 Version1」認定基準については、新品機はグリーン購入法と整合しているが、リユース機は、基準策定時にLCAデータを用いて新品機との比較を行い、消費エネルギーの基準値を新品機よりも低く設定した経緯があるが、制定から6年が経過し、当時の新品機が回収され、現行の省エネルギー基準にも適合したリユース機として販売されている現状も鑑み、基準値を新品機と同一に引き上げることとした。また、インクのVOC等の基準値についても、あわせて新品機と同一に改定することにした。

＜参 考＞

「国および国際機関が定めた関連する基準が制定・改定された場合のエコマーク認定基準改定の考え方」【2001年3月6日】

＜原則1＞

エコマーク認定基準は、「エコマーク類型・基準制定委員会に関する諸ガイドライン」の「認定基準策定の方針」において、他の同様の商品と比較して環境負荷が相対的にできるだけ少なくなる製品を推奨することを基本としている。従って、国および国際機関等が定めた関連する基準（例えばグリーン購入法の判断基準、エナジースター、JISなど）が制定、改定された場合には、先ず、ワーキンググループで技術的・科学的内容や合理性・実現性等の検討をした後、エコマーク類型・基準制定委員会において、その基準等と同等もしくはそれ以上の内容となるよう、認定基準の整合をとるべく検討するものとする。

ただし、合理的、科学的根拠等をエコマークとして説明できる場合には、認定基準の整合をとらないこともあり得るものとする。この場合、エコマークとしての判断を広く公開するとともに、必要に応じて、当該機関等に対し、上記根拠等の情報提供等、適切な働きかけを行うものとする。

＜原則2＞

認定基準の改定においては、必要に応じて、実施時期を予告する認定基準の採用など、製造設備技術の変更による猶予期間等に配慮するものとする。

以上

2. 改定日：2012年1月1日

3. 既に認定されている商品の扱いについて

認定中の商品については、仕様変更の機会が発生した際には、可能な限り、今回の部分的な改定基準に適合するように対応を促すこととする（変更する際には、「エコマーク商品変更申込書」にて届け出を行う必要がある）。

4. 改定箇所（抜粋）

(15) JIS K2536 で石油系溶剤から検出される芳香族成分がインク中に容量比 31.0%未満であること。

(16) インク中の石油系溶剤が 30%以下であること、かつ VOC 成分が 65%未満であること。

34-1-10 エネルギー消費

(34) 電力消費は表 2 に示す「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」OA 機器 デジタル印刷機の「表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準」に示される基準に適合すること。電力消費は表 2「エネルギー消費効率に関するデジタル印刷機リユース機に係る基準」に示される基準に適合すること。なお、適合のための試験方法は「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」（平成 16 年 4 月）3. OA 機器(8)デジタル印刷機の「表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準」と同じ試験方法を用いることとする。

表 2 エネルギー消費効率に関するデジタル印刷機リユース機に係る基準

| — — | | A3 対応機 | | B4 対応機、A4 対応機 | |
|------------------|-----------|--------|------|---------------|-------|
| | | プリンタ機能 | | プリンタ機能 | |
| | | 作動時 | 非作動時 | 作動時 | 非作動時 |
| プリンタ機能標準装備型 | | ≤88.75 | ≤70 | ≤55 | ≤50 |
| プリンタ機能 非標準装備型 | プリンタ機能付加時 | ≤88.75 | NA | ≤55 | NA |
| | プリンタ機能なし | — | ≤60 | — | ≤47.5 |

(単位：W時/h)

表 2 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

| — — | | A3 対応機 | | B4 対応機、A4 対応機 | |
|------------------|-----------|--------|------|---------------|------|
| | | プリンタ機能 | | プリンタ機能 | |
| | | 作動時 | 非作動時 | 作動時 | 非作動時 |
| プリンタ機能標準装備型 | | ≤35.5 | ≤28 | ≤22 | ≤20 |
| プリンタ機能 非標準装備型 | プリンタ機能付加時 | ≤35.5 | NA | ≤22 | NA |
| | プリンタ機能なし | — | ≤24 | — | ≤19 |

(単位：W時/h)

以上